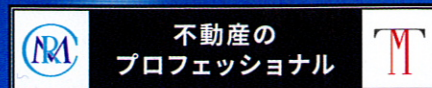


公認 不動産コンサルティングマスター



Chance & Challenge



目指そう！ チャレンジだ。

必要な
知識・能力

事業・実務、法律、税制、建築、
経済、金融

に至るまで、不動産に関わる幅広い知識とノウ
ハウを駆使し、お客さまの最善の選択や意思
決定にむけて企画・調整・提案を行います。

アドバン
テージ

受験できるのは、
3つの国家資格登録者のみ。

まさに、不動産全般に関わる真の“プロ”と
言えるハイレベルな資格です。

Master's Advice

視野が大きく広がりました。

受験をきっかけに、経済や金融をあらためて
勉強したことはとても良かったです。収益不
動産の事業計画などの問題も、とても勉強に
なります。ぜひトライしてください。

公認 不動産コンサルティングマスター

藤木 賀子 さん

スタイルオブ東京株式会社 代表取締役



公認 不動産コンサルティングマスターになるべき理由

不動産コンサルティングの
ステージは大きく広がっています。

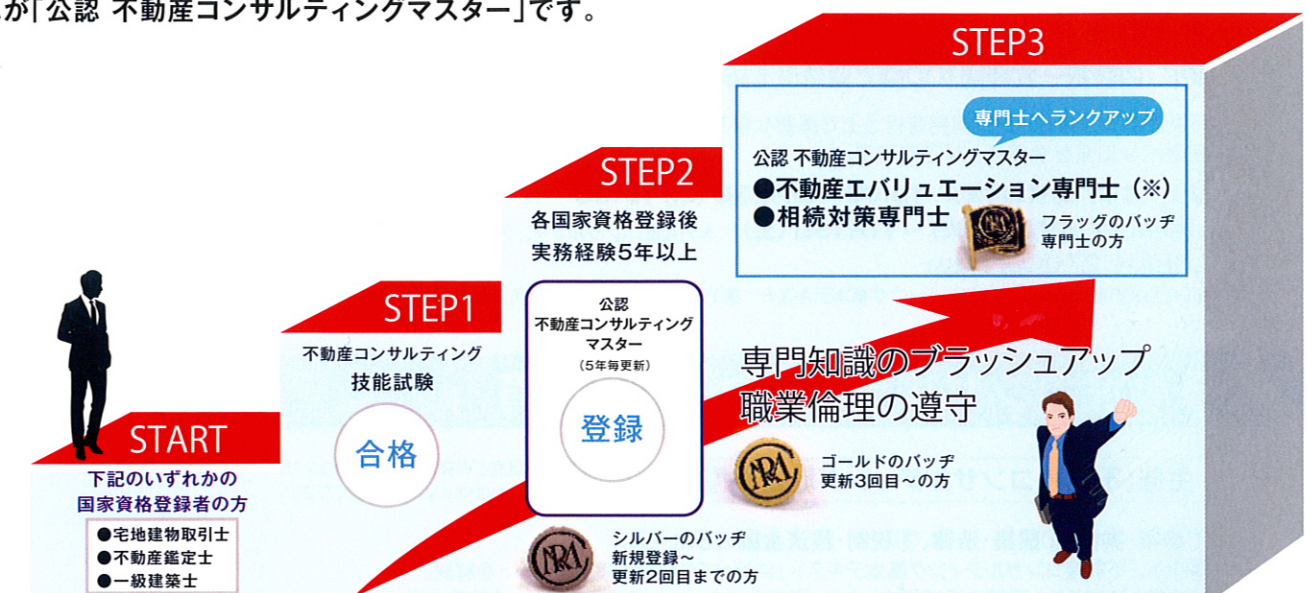
お客さまからの不動産に関する相談事は、売買や賃貸借にと
どまりません。所有する不動産の有効活用、投資、賃貸住宅の
運用、さらには相続対策や既存住宅の改修・移転、住まい方へ
のアドバイスなど、ますます多様化しています。

わが国唯一の
不動産コンサルティングの資格です。

不動産に関する業務に関して、実務的にはハイレベルな資格
です。だから、幅広い知識・ノウハウが要求されます。しかし
その分、ステイタスや活躍のステージは大きく広がります。

こうしたお客さまのあらゆる問題・課題に応えられる
不動産プレイヤーとしての真の“プロフェッショナルの証”
それが「公認 不動産コンサルティングマスター」です。

令和3年3月現在、約16,000名の方が 不動産コンサル
ティング技能試験をクリアし、資格の認定を受けています。



※不動産エバリュエーションとは、「土地」と「建物」についての深い造詣を基に対不動産の真の価値を見極めて、有効活用・バリューアップを実現すること。

資格取得で有利なことは…

法令等における位置づけ

1. 不動産特定共同事業法の「業務管理者」となる場合の人的要件 (宅地建物取引士の資格が必要)
2. 不動産投資顧問業登録規程の「登録申請者」及び「重要な使用人」の知識についての審査基準を満たす
3. 金融商品取引法における「不動産関連特定投資運用業」を行う場合の人的要件

資格保有者の証として

- ・認定証カード、バッジ (※) の交付
- ・名刺への資格掲載 (ロゴマークの使用)
- ・販促物の使用
(ポスターやステッカーの購入など)

※バッジは希望者へ有償で交付しています。



能力・知識のブラッシュアップ

- ・人気講座の動画を無料配信
- ・優待料金による講座受講
- ・資格保有者限定の講座受講

Trend Message

[スtock活用という「時代の流れ」をつかむ。]

私は長年、不動産活用コンサルティング業務に携わってききましたが、これからの時代はますます
リノベーションなどストック活用コンサルティングが求められていることを強く感じています。
そして「不動産」のみならず「建築」と「金融」の知識を持っていることが大きなアドバンテージ
であることも実感しています。まさに「公認 不動産コンサルティングマスター」の要件その
ものです。この資格取得でビジネスを広げていくチャンスをしっかりつかんでください。



内山 博文 さん

一般社団法人リノベーション協議会会長
u. company株式会社 代表取締役 / 仕掛人